

# 橋本事務所新聞

第23号

発行所  
橋本法律会計事務所



## 今月のトピックス

### 「会計基準あれこれ」

会計基準とは、日常の経理処理から決算書作成までの流れの中で、各処理の判断基準となるものです。

一般的な中小企業では、税務申告の付属資料として決算書を添付する必要があることから、いわゆる税法基準というもので作成されているパターンが多いようです。しかし会社が決算書を作成しなければならないのは、本来的には商法に基づいてい

ます。この会計基準に関しては、最近に色々な団体から発表されました。公認会計士の団体、税理士の団体、中小企業庁等です。今後はそれらを統一していく方向に向います。つまり、全ての

中小企業のが拠り所とすべき基準を作成していこうということ

です。このような流れの背景にあるのは、中小企業の実態を正確に把握・比較したいというニーズです。それらを望むのは、その中小企業とかかわりを持つ人たちです。支援者としての公的機関や金融機関等です。

そして、一般的な中小企業にとって最も関係があるのが、融資にまつわる問題です。最近はこの金融機関でも融資判断にコンピュータによる格付けが利用されています。決算データをコンピュータに入力して点数を出し、その点数に応じて融資を決定するという仕組みです。このとき決算書の基準がバラバラだと出てくる結果の信頼性

も低下します。そこに会計基準の統一というニーズが発生します。



経営者にとって経営成績を向上させることは義務ですが、これからはそれに加えて決算書を有効に外部の関係者に開示する能力も問われてきます。税務署のほうしか向いていなかった時代は過去のものになったと言えるでしょう。

### 今月は相隣関係です

## 知ってお得！法律雑学

**Q** 改築中の隣家の出窓が、境界線を越えてこちら側にはみ出てきました。当然抗議できると考えますがいかがでしょうか？

「あなたが我慢しなさい」と言われる可能性もあります。

また、隣人が故意ではなく手違い等で境界を超えた場合で、あなたに撤去させる必要性がない場合にも、我慢しなければならないこともあり得ます。

最近では、近所でのトラブルで一日中騒音を撒き散らす「嫌がらせおばさん」の事件がニュースになったり、韓国や中国との（近隣国との）問題も大きくクローズアップされています。規模は違えど、隣人とのトラブルはデリケートな問題です。

**A** 基本的には土地所有権を侵害されていますので、撤去の請求はできます。早く抗議したほうが良いでしょう。

しかし、既に出窓が完成してしまっていたら厄介です。裁判所は完成したものを撤去させることには消極的です。

いづれも基本的には同じことがいえるようです。対応策は「早めの抗議」と、「今後の誠意ある対応の約束を取り付けること」です。

くれぐれもそのまま放ったらかしにしないことが肝要のようです。

# 経営コーナー

## ハイソリツヒの法則 『二対二九対三〇〇の法則』

JR西日本の福知山線における悲惨な事故から、経営におけるこの法則について考えてみましょう。

まずこの法則の意味は、一つの致命的な失敗の裏では二九の小さな失敗（顧客からクレームが来る失敗）があり、さらにその二九の失敗の裏には三〇〇の小さなミス（クレームにはならなかったが、社内の当事者がヒヤットとしたことのある小さな失敗）があるということです。

一方、『サービス・マネジメント』という書籍では次のよう



に述べられています。

「不満を持った顧客の九六％は、企業に対して何も言わない。一般にクレームが一件あると、問題を抱えた顧客が他に二四人存在する」

これら両法則を合わせると、クレームをつけるのは全顧客の四％であるから、二九のクレームが発生すると、七二五件のクレームが隠れていることとなります。

さらに、三〇〇の小さなミスは、あくまでも企業内部の認識であり、顧客側から見るとミスと思っても、企業側で認識していない場合もあります。従って、隠れた小さなミスは三〇〇を大きく超えるということになります。

経営の現場においては、小さなミスだからと見過ごすことなく、真剣に向き合わないと致命

### 今月の名言

欠点は、表面に浮かんで流れるわらのようなもの。  
真珠を求めるなら、深くもぐれ。  
— ドライデン (英 劇作家)

☆表面の欠点だけに気をとられて、その人の一番良いものを見失ってははいけません。



傷を負うことにつながります。ここで問われるのは、当たり前前ことを当たり前前にきっちりできているかということでしょう。

目先の業績に一喜一憂することなく、過信・慢心を排除して謙虚な姿勢で経営に臨みたいものです。

### 今月の一言

連休の終わりに、名古屋で開催されたFPフェアに参加してきました。私が代表を務める「神戸フェニックスクラブ」が全国表彰を受けましたので、FP協会の招待で二泊での参加でした。

FPフェアでは、カナダ、アメリカ、オーストラリアの実務家の講義を聞くことができました。

興味深かったのは、先ず、ファイナンシャルプランナー（FP）という仕事は、海外でも最近の十五年ぐらいで認知され、職業として確立したということです。次に、この仕事は紹介なくしては成り立たない業務で、紹介を頂ける方を非常に大事にします。さらに独立系FPの魅力は、顧客と一生つきあうことができることで、信頼を得るためにはソフパワー（色々な経験による人間的な魅力）をつけることが大切なようです。私も是非見習いたいと思います。

## 行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335  
兵庫県小野市片山町1332-1  
小野工業高校近く  
TEL 0794-62-2377  
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士  
一級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP 認定者  
ISO9000・ISO14000審査員補  
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査  
産業廃棄物許可・相続遺言  
各種法人設立 経理記帳  
HACCP ISO KEMS コンサルティング  
個人情報保護法 認証指導他